

第11回 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会

バス事業の運行形態について

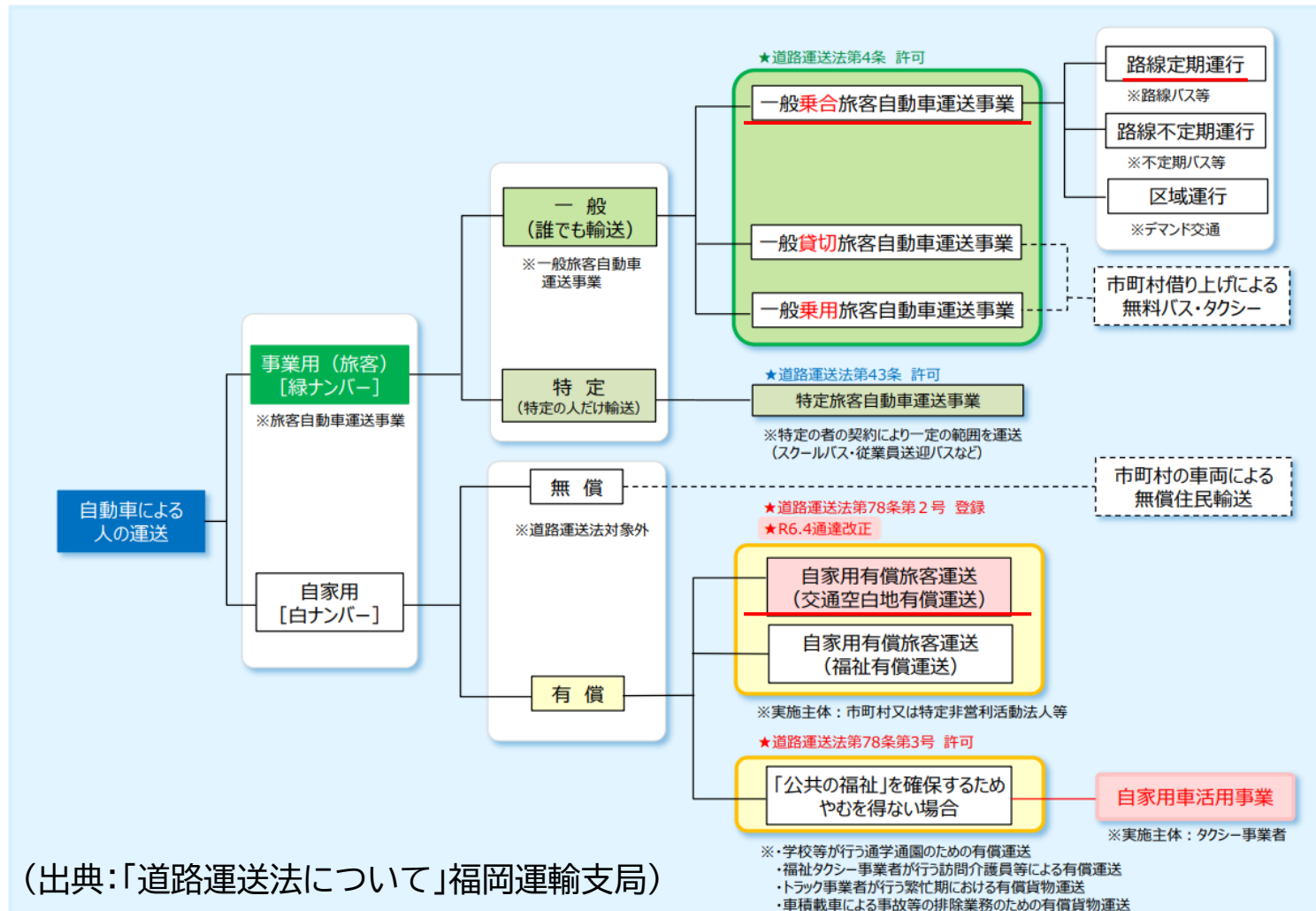
令和8年9月8日



道路運送法の事業区分について

利用者を限定せずに、有償で、路線定期運行を行うバスは、以下の事業区分のいずれかに属する。

- 一般乗合旅客自動車運送事業(以下「4条許可」とする。)
- 自家用有償旅客運送事業(以下「78条登録」とする。)



これまでの取組及び今後の進め方について（調査結果）

第3回本協議会（令和7年5月開催）において協議した調査事項のうち、路線バス転換案調査の一環として、路線バス運行の市場性・実現可能性について調査（以下「サウンディング調査」とする。）を実施。第6回本協議会（令和7年11月開催）において、サウンディング調査をもとにした路線バス案を提示。

○ サウンディング調査の概要

実施時期：令和7年8月～令和8年1月（協議会後の事情変更により一部追加実施）

協力事業者：県内外の交通事業者9社

聞き取り結果：

数社から、以下の条件であれば運行への協力を検討可能との回答

- ・ 1社で全路線の運行を担うことは難しい（一部路線の運行であること）
- ・ 自治体からの委託事業であること
- ・ 自家用有償旅客運送としての運行であること
- ・ 行政が運転手確保に協力すること

○ 今後の進め方(案)

昨年度のサウンディング結果を踏まえ、自家用有償旅客運送（78条登録）による運行で検討を進める。

4条許可と78条登録について①

	4条許可 (一般乗合旅客自動車運送事業)	78条登録 (自家用有償旅客運送事業)
事業概要	個々の旅客の依頼に応じて運賃を収受し、 自動車で乗合旅客を運送する事業	<u>バス・タクシー事業が成り立たない場合</u> <u>であって、地域における輸送手段の確保</u> <u>が必要な場合に、必要な安全上の措置を</u> <u>とった上で、市町村やNPO法人等が、</u> 自家用車を用いて有償で旅客を運送する 登録制度
ナンバー	緑ナンバー(事業用)	白ナンバー(自家用)
運転免許	大型、中型、普通二種免許	大型、中型、普通二種免許、 <u>一種免許＋講習受講者</u>
事業主体	民間企業、市町村など	市町村、NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人 など
事業開始手続	地域公共交通会議、運賃協議会での協議 を経た事業計画案をもとに、事業者が事業 計画の許可を申請	地域公共交通会議又は本協議会において 事業の必要性や運送区域等を協議の上、 実施主体が登録を申請

4条許可と78条登録について②

	4条許可 (一般乗合旅客自動車運送事業)	78条登録 (自家用有償旅客運送事業)
安全管理	国家資格を持つ運行管理者による対面点呼やアルコールチェック、整備管理者の配置など	<u>運行管理責任者による簡易な点呼や記録整備(4条許可と比較して容易)</u> ※事業者協力型の場合は交通事業者への委託が可能
運賃	公聴会等を開催した後、運賃協議会で協議が整った額	地域公共交通会議等において協議が調った額※自家用有償旅客運送では「運賃」でなく「運送の対価」
運行に対する補助 (申請が想定されるもの)	・ <u>地域間幹線系統補助(国・県)</u> 又は ・地域内フィーダー系統補助(国)	・地域内フィーダー系統補助(国)

※事業者協力型自家用有償旅客運送制度

輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得てバスを運行させる事業
(事業者への委託が可能な項目(例))

- 運行管理: 運転者への点呼、乗務員等台帳の作成・保存、乗務員への指導監督、事故記録の作成・保存
- 車両整備管理: 整備管理者の選任、日常点検・定期点検、整備記録簿の管理



国は、78条運行をする場合、持続可能な移動手段確保の観点から上記制度の導入検討を促している。
(『自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)ハンドブック』(令和6年10月))